

## 施設基準等

健康保険法等に基づき、次の施設基準等の届出を行っています。

(2024年9月1日現在)

### 【基本診療料】

情報通信機器を用いた診療に係る基準

歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

一般病棟入院基本料 急性期一般入院基本料 急性期一般入院料1

結核病棟入院基本料 10対1入院基本料

救急医療管理加算

診療録管理体制加算2

医師事務作業補助体制加算1 15対1補助体制加算

25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上)

看護補助体制充実加算1

看護職員夜間16対1配置加算1

療養環境加算

重症者等療養環境特別加算

栄養サポートチーム加算

医療安全対策加算1

医療安全対策地域連携加算1

感染対策向上加算1

指導強化加算

患者サポート体制充実加算

後発医薬品使用体制加算2

バイオ後続品使用体制加算

データ提出加算2 イ許可病床数が200床以上の病院の場合

入退院支援加算1

入院時支援加算

認知症ケア加算1

せん妄ハイリスク患者ケア加算

特定集中治療室管理料3

早期離床・リハビリテーション加算

### 【特掲診療料】

心臓ペースメーカー指導管理料の注に5規定する遠隔モニタリング加算

がん性疼痛緩和指導管理料

がん患者指導管理料イ  
がん患者指導管理料ロ  
糖尿病透析予防指導管理料  
夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算  
外来腫瘍化学療法診療料1  
連携充実加算  
ニコチン依存症管理料  
療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算  
薬剤管理指導料  
検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料  
医療機器安全管理料1  
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算  
検体検査管理加算(Ⅰ)  
検体検査管理加算(Ⅱ)  
検体検査管理加算(Ⅳ)  
遺伝学的検査の注1に規定する基準  
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト  
ヘッドアップティルト試験  
経気管支凍結生検法  
画像診断管理加算2  
CT撮影及びMRI撮影  
冠動脈CT撮影加算  
心臓MRI撮影加算  
抗悪性腫瘍剤処方管理加算  
外来化学療法加算1  
無菌製剤処理料  
心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)  
初期加算及び急性期リハビリテーション加算  
運動器リハビリテーション料(Ⅱ)  
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)  
初期加算及び急性期リハビリテーション加算  
がん患者リハビリテーション料  
気管支バルブ留置術  
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)  
経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)  
経皮的中隔心筋焼灼術

ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術  
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)  
大動脈バルーンパンピング法(IABP)

再製造単回使用医療機器使用加算

輸血管理料Ⅱ

放射線治療専任加算

外来放射線治療加算

高エネルギー放射線治療

高エネルギー放射線治療の一回線量増加加算

画像誘導放射線治療加算

体外照射呼吸性移動対策加算

定位放射線治療

病理診断管理加算1

悪性腫瘍病理組織標本加算

看護職員処遇改善評価料60

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

入院ベースアップ評価料93

【入院時食事療養費】入院時食事療養(Ⅰ)

管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

【選定療養費】

入院期間が180日を超えて入院する場合の費用

1日1人あたり2,150円(ただし、厚生労働大臣の定める除外要件を満たすものは除く)

【酸素の購入価格等】

定置式液化酸素貯槽(CE) 1Lあたり0.09円

小型ボンベ(3,000L以下) 1Lあたり1.05円

【DPC係数】

1.4674

内訳

基礎係数:1.0451

機能評価係数Ⅰ:0.3056

機能評価係数Ⅱ:0.1092

救急補正係数:0.0075